

○松江市立図書館規則

平成17年3月31日

松江市教育委員会規則第53号

改正 平成20年3月31日教委規則第6号

平成20年5月27日教委規則第13号

平成20年9月9日教委規則第14号

平成23年7月5日教委規則第17号

平成30年2月20日教委規則第1号

(趣旨)

第1条

この規則は、松江市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成20年松江市条例第21号）に定めるもののほか、松江市立図書館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員及び職務)

第2条

松江市立中央図書館、松江市立島根図書館及び松江市立東出雲図書館にそれぞれに図書館長その他必要な職員を置く。

- 2 図書館長は、松江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の命を受け、松江市立中央図書館、松江市立島根図書館又は松江市立東出雲図書館（以下「図書館」という。）を代表するとともに、図書館の運営の総括及び調整に当たる。

(休館日及び開館時間)

第3条

図書館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる

。

(1) 休館日

ア 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）

イ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。以下同じ。）

ウ 毎月最終金曜日（休日に当たるときは、その前日。ただし、12月については年末年始休館日の前日（火曜日の場合は、その前日）。）

(2) 開館時間

名称	開館時間
松江市立中央図書館	午前9時から午後6時まで（3月から10月は午前9時から午後7時まで）
松江市立島根図書館	午前9時から午後6時まで
松江市立東出雲図書館	

（館内閲覧）

第4条

図書館内において図書館資料（以下「資料」という。）を閲覧しようとする者は、図書館内の所定の場所において自由に閲覧することができる。

2 貴重資料その他図書館長が特に指定した資料を閲覧しようとする者は、閲覧申込書（様式第1号）により図書館長の許可を受けなければならない。

（館外貸出）

第5条

資料の図書館外への貸出（以下「館外貸出」という。）を希望する者は、次条の規定による利用登録を受けなければならない。

2 館外貸出は、個人貸出及び団体貸出とする。

（利用登録）

第6条

個人貸出を利用しようとする者は松江市立図書館利用申込書（様式第2号）を、団体貸出を利用しようとする者は松江市立図書館団体利用申込書（様式第3号）を提出し、本人又は代表者であること及び居住地等を証明する書類を提示した上で、登録を受けなければならない。

- 2 前項の規定による登録を受けた者（以下「利用者」という。）に対しては、速やかに松江市立図書館利用者カード（様式第4号。以下「利用者カード」という。）を交付するものとする。
- 3 利用者は、利用者カードの登録に係る事項について変更が生じたときは、直ちに図書館へ届け出なければならない。
- 4 図書館長は、利用者が虚偽の登録を受け、又は利用者カードを他人に譲渡し、若しくは転貸する等不正行為をしたときは、登録を取り消すものとする。
- 5 利用者カードの有効期間は、個人については発効日から5年間、団体については発効日の属する年度の3月31日までとする。

（利用者カードの再交付）

第7条

利用者は、利用者カードを紛失したときは、直ちに図書館長に届け出なければならない。

- 2 図書館長は、前項の届出があったときには、利用者の希望により、利用者カードの再交付を行うものとする。

（館外貸出の手続）

第8条

利用者は、館外貸出を受けようとするときは、利用者カードを提示しなければならない。ただし、次条の規定による配送貸出を受けようとするときは、この限りでない。

(配送貸出)

第9条

利用者のうち次の各号のいずれかに該当し来館困難な者は、資料の配送貸出を受けすることができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に定める身体障害者
- (2) 長期間臥床し、常に養護を要する者
- (3) 図書館長が特に必要と認める者

2 配送貸出を受けようとする者は、配送利用申込書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 資料の貸出及び返却は郵送の場合は書籍小包とし、これに要する費用は発送については図書館が、返送については利用者が負担する。

(貸出冊数及び期間)

第10条

館外貸出（配送貸出を含む。）として利用できる資料の冊数及び期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人貸出

ア 貸出冊数

1人10冊以内。ただし、視聴覚資料は2点まで、こそだてえんむすびぶっくは1セットまでとし、いずれも10冊を含む。

イ 貸出期間

貸出の日の翌日から2週間以内。ただし、配送貸出の期間は、貸出の日の翌日から3週間以内。

(2) 団体貸出

ア 貸出冊数 1団体50冊以内

イ 貸出期間 貸出の日の翌日から30日以内

(貸出制限)

第11条

貴重図書その他図書館長が特に指定した資料は、館外貸出を行わない。

(資料の特別貸出)

第12条

図書館長は、資料の利用について特に必要があると認めるときは、第5条、第6条、第8条及び前2条の規定にかかわらず、特別貸出をすることができる。

- 2 特別貸出を利用しようとする者は、特別貸出申込書(様式第6号)を提出し、図書館長の許可を受けなければならない。

(転貸の禁止)

第13条 資料の貸出を受けた者は、その資料を転貸してはならない。

(貸出の停止)

第14条

図書館長は、貸出期間経過後なお資料を返納しない者その他図書館の管理上必要な指示に従わない者に対しては、資料の貸出を一定期間停止することができる。

(資料の亡失及び汚損)

第15条

利用者が資料を亡失し、又は汚損したときは、図書館資料亡失・汚損届(様式第7号)により図書館長に届け出るとともに、亡失し、又は汚損した資料と同一の資料を弁償しなければならない。ただし、同一の資料を弁償することができないときは、図書館長の指定する資料によることができる。

(複製物の提供)

第16条

利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1号の規定に基づく複製物の提供を求めることができる。

- 2 複製物の提供に要する費用は、利用者の負担とする。
- 3 複製物の提供業務の実施については、館長が別に定める。

（資料の寄贈及び寄託）

第17条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、図書館資料寄贈・寄託書（様式第8号）を図書館長に提出するものとする。
- 3 図書館長は、受託を決定したときは、寄託者に図書館資料受託書（様式第9号）を交付しなければならない。

（寄贈及び寄託資料の取扱い）

第18条

寄贈及び寄託を受けた資料は、図書館所蔵のものと同等の取扱いとするが、寄託資料の館外貸出はしない。ただし、寄託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（免責）

第19条

寄託を受けた資料が火災、水害等避けられない災害によって亡失し、又は汚損したときは、図書館はその責任を負わない。

（移動図書館車）

第20条

市内を定期的に巡回し、図書館資料の貸出しその他のサービスを行うため、中央図書館に移動図書館車を置く。

- 2 移動図書館車により利用できる資料の冊数及び期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人貸出

ア 貸出冊数 1人10冊以内

イ 貸出期間 貸し出した日から次の巡回日まで

(2) 団体貸出

ア 貸出冊数 1団体50冊以内

イ 貸出期間 貸し出した日から次の巡回日まで

3 移動図書館車の巡回日時及び場所は、図書館長が別に定める。

4 図書館長は、天候不順等により巡回が適当でないと認めたときは、巡回を中止することができる。

5 移動図書館車の利用については、第5条から第8条まで及び第11条から第15条までの規定を準用する。

(雑則)

第21条

この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の松江市立図書館規則（昭和61年松江市教育委員会規則第6号。以下「合併前の規則」という。）の規定によりなされた利用者カードの交付、配送貸出の申込みその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により貸し出した資料は、この規則の相当規定により貸し出した資料とみなし、その貸出期間は通算する。

附 則（平成20年3月31日松江市教育委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。

（松江市教育委員会公印取扱規則の一部改正）

2 松江市教育委員会公印取扱規則（平成17年松江市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年5月27日松江市教育委員会規則第13号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年9月9日松江市教育委員会規則第14号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年7月5日松江市教育委員会規則第17号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日松江市教育委員会規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。